

高校生等医療費助成事業の実施について

1 目的

生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等に係る医療費を助成することで、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、子育ての支援に資することを目的として事業を実施する。

2 制度概要

(1) 医療証名称

マル青(マルアオ)

(2) 対象者

高校生等(※1)を養育している者(※2)

※1 15歳の4月1日から18歳の3月31日までの間にある者(高校に在学している者に限定しない)。令和5年度は約5,100人と想定。

※2 高校生等が何人からも監護されておらず区が必要と認める場合は、当該高校生等本人

(3) 助成の範囲

医療保険の自己負担分(入院時の食事療養標準負担額及び予防接種、健康診断、文書料等保険適用外の費用については対象外)

(4) 助成の開始時期

令和5年4月

(5) 医療証有効期間

毎年9月30日まで(10月1日更新)

3 事業経費に対する東京都の補助

(1) 令和4年度

事業準備経費(システム改修経費、制度周知経費、医療証発行等事務経費)に対し、補助率10/10の補助が行われる。

(2) 令和5年度から令和7年度

事業経費(医療助成費、審査支払委託料及び事務費)に対し、補助率10/10(※)の補助が行われる。

※ 本来の補助率は1/2だが、早期実施支援として令和5年度からの3年間は10/10となっている。令和8年度以降については今後、都区で協議することとなっている。

4 今後のスケジュール

令和5年1月 医療証交付申請書の発送・受付開始

3月 医療証発送

4月 事業開始